

令和6年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年3月11日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部	一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課長	石田	傑
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井	和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤	勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳
農林水産課長	河北	尚夫			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 庶務係長 齋賀 千春

1. 町長追加提出議案の題目

議第 59号 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン据付工事〕

議第 60号 工事請負変更契約の締結について〔3災1868号 町道久見20号線②道路災害復旧工事〕

議第 61号 工事請負変更契約の締結について〔3災1900号 町道油井21号線道路災害復旧工事〕

議第 62号 工事請負変更契約の締結について〔3災1901号 町道油井21号線②道路災害復旧工事〕

議事の経過

○議長（池田 信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」から、議第40号「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕」までの37議案、及び議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」から議第58号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの7議案の計、44件の議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

はじめに、14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮陽一）

おはようございます。

それじゃ、早速ですが質疑を行いたいと思いますが、まず、予算説明資料の7で30ページ、企画費ですね、各地域振興事業の中に地域活性化事業、各支所に100万円ございます。

この100万円については、当初50万円、30万円というところから、拡大をされてですね、今、各支所・出張所に、予算に計上されていない事業等に対して、地域住民の福祉向上のためにですね、緊急な場合に、支所長の判断で、これを対応していくということで、地域的には大変喜ばれる制度じゃないか、という風に思っておりますが、私どもとしては、これは「すぐやる課」という風に認識しておりますけども、どうもこの予算を見てみると、そのような状況になってないような感じがするわけで、この地域活性化事業費のことについて、要綱か何かでそういったことが定められておるか。また、どのように変更してきたのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○番外（布施支所長 山根 淳）

おはようございます。

私のほうからはですね、1番の地域活性化事業の目的、使途の基本的な考え方につきましてですね、お答えしたいという風に思っております。

資料を準備しましたので、ご確認いただきたいと思います。

これはですね、昨年9月議会の決算審査におきまして、事業の支出方法について、各支所・出張所で統一した見解のもと実施すべき、というご指摘がございましたので、支所・出張所長の4名が集まりまして、考え方をまとめたものになります。

それまでもですね、基本的な考え方は同じながらも、こうした明文化したものがございませんでしたので、改めて確認をし、9月のところでまとめました。

そうしますと、ご質問の目的・使途の基本的な考え方につきましては、1事業の趣旨、2の事業の内容のところで触れておりますけども、自治会でありますとか、地域で活動する団体等が主体となり計画する、地域振興に資する事業に対し、当初から支所・出張所で計画しております事業予算のほかに、新たにですね、支出することが適当であると判断された事業・事案に対しまして助成するということでもあります。

よろしく申し上げます。

○14番（高宮陽一）

はい、考えは分かりましたが、これはあれですか、我々議員に説明なしにですね、変更したということですか。変更したとあれば、これから地域振興事業費の活性化事業についてはこういう具合に変更しますと、いうことがあれば我々もこういう質問をする必要がないんですよ。

いつそれが変わったのか。そこんところちょっと説明できますか。

○番外（町長 池田 高世偉）

では私の方から。地域活性化補助事業としての内容の変更はしておりません。

指摘を受けたことに対して、各支所・出張所長共有の考えを持って地域振興補助金を使っていただくように、この活用についての情報を皆に集まっていたいただいて提示したということで、事業費は多少変わってきてますが、内容そのものは指摘事項に対応した、という点でご理解いただきたいと思います。

○14番（高宮 陽一）

結果的にはそういう理解をせないけんですが、我々が聞いておるのは本当にね緊急的な場合とか、そういうときにこれを使うんだと。それはいいことだなという風に思ってたんですよ。

こうやって各支所・出張所で事業を考えれば、事業費でちゃんと載せればいいでしょう。

私もね、去年の9月の決算のときに、五箇支所の100万円が五箇温泉の調査費に使われた。いやこれは我々が聞いた地域活性化のお金とちょっと使い方が違うなど。当然それは五箇温泉の調査費、そういう事業費の中で対応すべきであって、地域の皆さんのいろんな希望にこたえるため支所・出張所長の判断でやる、これには該当せん、ということで指摘をしたんですよ。

今回も見てみると、これは、中地域の場合はものづくり学校を中心にして、いろんなグループとかには15万円を限度でやりましょうということでありまして、それから布施についても、いろんな形のところへ、もう事業を既に計画してあると、こういう具合なんです。そうすると、この100万円は自由なお金ではないと私は思ったので質問しました。

やっぱりね町長、今、あまりこれやってまた一般質問になってはいけませんが、やっぱりそういった変更した場合には、こういう具合に考え方を変えますと、いうことをやっぱりきちっと議会に説明してもらわんと、今、また私みたいに自由に使える感じだという風に思っています。

それでおまけに2番目のところに、中条とか磯とか、旧町部はどこに相談したらいいです

か、ということなんですよ。

そういう場合の考え方を変えたのは変えたとして、中条、東郷、磯、町部の方たちは、どういったものをどこへ相談すればいいですか、教えてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

はい、事業の内容を変えたという考えは、先ほどご説明いたしましたようにしておりません。まず、最初のご指摘があった事業は事業として、当然計上すべきだという点は、この制度の趣旨もそのとおりです。

最初にこの制度を取り入れたときに、緊急的なものもあるけども、まず、種を蒔いて、その地域でそれが事業化になったならば、総合振興計画に大きな事業として登載してやればいい、ということでスタートしたわけです。

そしたら、各支所・出張所長の取扱い、共通といいますか、ばらばらで、いざ初年度を迎えたら備品を買ったり、地域のイベントをするときのそういった消耗品とかが多くなって、それは、最初に自分が指示したものと違うよと、その上にまた全協、監査で指摘を受けて、そういった使い方はやめてくれと。あくまでも、種蒔いて最終的にはその地域に生きる事業に使いたいというのが本音であって、そこに側溝が壊れたから直してほしいというような形とはまた違う補助金として実施したつもりなんですけど、実際にはそういう使い方がされてなかったという反省の上でこういう共通のものをつくったということで、ご指摘されたとおりでと思っています。

ただ、事業には拡大して行ってほしいなと思っています。

それから、支所・出張所以外の地域の対応ですが、この支所・出張所にした理由は、本庁に対して立地的に不利地域であること、合併のこともあること、そして、齋藤議員の一般質問でもお答えしたように、地域の独自性を発揮した活力ある地域づくりをするために種を蒔く、費用として補助金を使ったわけです。

支所・出張所以外については、本庁という部分があり、情報も比較的収集しやすい、また本庁にお出かけいただいて相談いただければ、という従来の形で対応していきたい、という風に考えております。

○14番（高宮 陽一）

説明で分かったということにせんとこれはどうしようもない。ですからね。それがさっき町長が言ったように、やはり自分が思うことと違っておったと。だから、今後はこの活性化事業については、こういう具合にしますと、ちゃんと説明してあれば、私もこういった質問

する必要ないんですよ。

そういった部分で、さっきからちょっと支所の話も出てますが、最後にちょっとそこに私も触れようと思ってますけども、活性化の部分については分かりました。

これからはそういうことです。

それでは最後の、ほかの地域についてはどうしたらいいか。

これについてちょっと答弁お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほども申し上げましたが、支所・出張所については、立地的な部分もございまして、ということも申し上げましたが、その他の地域につきましては、本庁がございまして、本庁での情報収集が可能という、身近にできるという判断をしておりますので従来どおりの形で対応していきたいと思っております。

○14番（高宮 陽一）

はい、分かりました。

分かりましたがですね、支所・出張所のことで、その地域は私は大変ありがたいと思えます。ありがたいと思えますけどね、町長ご承知のように、もう町村合併しました。やっぱりそのところをね、少しやっぱり考えてもらわんと、私はいけないかなという風に思えます。

また後で質問します。

活性化事業については終わります。

次にですね、67 ページの観光協会の補助金について伺います。

補助金負担金調書を見ますと、これが令和の4年が4,700万円。令和5年が4,900万円ということで、今回5,100万円ということですね、この3年間で440万円ばかり増えております。

この件については、そこに通告しておりますように、あそこに専務理事を配置したということから、多分、増額になってるんじゃないかという風に思いますが、産業建設常任委員長が、産建の状況を指摘しておったように、本当にその専務理事が必要なのかどうかと、こういうことがあります。まず、この補助金が増えた理由。まず、このことだけちょっとお聞きしたいと思います。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

はい、よろしく申し上げます。資料3ページのほうお願いいたします。

ここに上段のほうに、補助金の項目、内訳、それから昨年度予算との比較表となっております

ます。差引きがですね733万1,000円ということとなっております。

増額の理由でございますが、人件費におきまして専務理事1名を配置することと、それから職員の定期昇給分によるものとなっております。

また、事務費につきましては、光熱水費におきまして実績見込み、精査をした上で、若干の増額という風になっております。

○14番（高宮陽一）

はい、内容はよく分かりました。

あとでまた資料を見たいと思いますが、さっきも言いましたように、産建での観光協会等におけるこの専務理事の配置、天下りになるのではないかというような指摘も含めてですね、ありますが、そこらあたりの必要性というのが、どうもその執行部側と我々議員側とがですね、しっくりしてないような感じがするわけで、いつも最終日の議長の挨拶の中では、それぞれ議員から頂いた意見をしっかりと検討するということを言いますが、そこらあたりについてですね、執行部のほうで、専務理事の配置についてどのようにちょっと検討しておったか。そこら辺りを少し、説明いただきたいと思います。

○番外（商工観光課長 鳥井登）

はい。資料を下へ下へと見ていただければよろしいかと思いますが、増減理由欄の右手のところに、黒ポツで3つほど書いております。

まず配置の理由という部分なんですけど、ジオパーク推進機構、これから以降はDMOという表現をさせていただきます。ここの業務統合、また業務分担、これを明確に置かなくてはいけない。必要に応じては人員の再配置なども含めたですね、組織再編をスピード感を持って推進していく役割が必要となるということがまず1点。

それから、連携の相乗効果を早く得るためには、島前含めて客観的にまた俯瞰的に連携、統合に関する業務を遂行できる、役割としての人材も必要であるということ。

それから、これは事務局内のことになりますが、若い職員の人材育成も担っていってもらわなくてはならないというところが理由ではございます。

状況が刻々といろいろ動いておりまして、背景に至ったところその下のところをご覧ください。簡単にご説明申し上げます。大きく4点ございます。

まず、上から順番に、1つ目が今後の隠岐諸島の観光の在り方、これを制定しております。この中で、たくさんございますがDMOが主導しております隠岐諸島全体の窓口一本化、またお客様へストレスのないワンストップサービスの提供を目指そうというところの役割の再

編、これを島前含め一体的に進めることが今現場では求められております。

これが1点目です。

2点目の背景でございますが、下へ下がっていただきまして、DMOの体制が強化されたということでございます。どういうことかといいますと、4月1日から新しい事務局長が就任されます。また引き続き島根県からの派遣職員に加えまして、6年度からは、本町からも1名の職員派遣を行います。組織マネジメント、また人材育成、先に申しました観光協会を含め、関係団体との連携強化がその役割でございます。

3点目ですが、一方で、観光協会事務局の今の現状でございます。

現在、管理職が事務局長1名体制で行っておりますが、業務統合を急がなくてはいけないこの作業や、それから若手職員のフォローのほうがなかなか行き届いておりません。

職員の成長機会を逸しているような状態が続いておりますようなことから、結果的には、業務統合の作業が思うように進んでいないという状況でございます。

こういった両組織を取り巻く現状を鑑みまして、隠岐諸島全体の未来予想図は描いているわけではございますが、これをできるだけ早く具現化していく、その場面が今目の前に来ているというのが現場を取り巻く背景でございます。

そして最後の1点です。

これは役場の立ち位置からの考え方です。

町の財政負担という点です。

予算説明の際にもお話しさせていただきましたように、DMOと観光協会合わせますと1億6,000万円もの財政投入と今なっております。

それぞれの団体への充当財源は国や県の補助金も活用しておりますが、過疎ソフトが約6割占めている現状です。

予算編成の説明時に、財政課長のほうからもありましたように、過疎ソフトの枠が縮減傾向にあります中、一般財源による、多額の財政措置にも限度がございます。

この場でも度々議論になっております中期財政計画などを考えますと、将来の財政負担をできるだけ軽くしていくことを今実践していかなければならない。そういう状況にあると考えております。

そのためにも、コンパクトで業務効率のよい組織の在り方を町としても求めていかなければならない。いう風に考えておりまして、このようにいろんな取り巻く状況を鑑みまして、いろんな側面から総合的に慎重審議を賜りたく思っております。

どうぞご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○14番（高宮陽一）

はい、よく分かりました。ありがとうございました。

その内容がいいか悪いかまた産建のほうでもですね、検討されると思いますので、質問はこの分については終わります。

次にですね、観光宿泊施設が今回ほとんど、それぞれ地域にある部分は各支所が所管だということで移管をしたということです。

その説明はたしか地域振興との関わりあるとか、云々だったという風に思いますけども、そのあたりについてもう一度説明いただけますか。

○番外（商工観光課長 鳥井登）

この件につきましてちょっと資料のほうは支度しておりません。

所管が変更になった理由というところを簡単にご説明申し上げます。

大きくは2つあるかなと思っております。

まず、より近い支所が受け持つことによりまして、各施設が地域資源や地域人材と連携を深めることができます。

また地域振興策とあわせて、効率よく事業推進が図られて、活性化につながっていくこと、というようなことが1点ございます。もう1つは、施設の利用者目線で考えましたときに、やはりスピード感のある対応によって利便性の向上が図れるということも鑑みまして、このたび、支所のほうに所管替えをするということといたしたところでございます。

○14番（高宮陽一）

理由は分かりますが、そこらあたりの部分についてはですね、本来ならホテル、宿泊施設を受けている企業が地域とどうやって連携をとっていくかと、地元の商品を消費したいが、皆さんのほうでこれが準備できませんとか、そういった努力は企業努力でやることであって、観光の目的とした施設とその地域振興を合体させる、それは、企業の努力で合体させるというのが私は筋じゃないかなという風に思います。

先ほど課長が言われたような、より良い地域との云々の部分は、本庁におってもできると思うんですね。

もしこれが今、これをするようになったわけですが、これを支所に任せれば、譲渡売却がさらに遅れるんじゃないか、私は思います。ちょっとその辺を危惧するわけですね。

そして結局町村合併、16年のときにも、この支所の在り方につきましても、まずこの支所の扱い方を支所にするのか、分庁舎方式にするのかということで検討されました。

皆さんもよく覚えてると思いますが、結局は分庁舎をやめて、住民の届出や証明発行や、そして身近なことは処理するよというということで、支所ということでありました。私はこのときに、将来的にはこれ支所はなくなるなど。大変残念な思いでございました。

しかし、その後も、本庁では地域振興課をつくったりして、やっぱり隠岐の島町全体の振興を図らなならんということで一生懸命取り組んできておる。だんだんだんだんそういった先ほどの活性化事業の100万円もあれですが、支所を中心にやりましょう、支所を中心にやりましょう。じゃあ合併は何だったのか。このように思います。

ましてや証明とか届出、これだけIT化が進んでくれば、いろんな機材を移って、遠くにも申請ができたり受け取ったりということができると。こういう世の中が変わってきた。そういうことから考えると、余りにも支所、支所とってこの地域を大事にするのは私はありがたいんですが、この町村合併をしたという趣旨から考えると、やはりそこんところはいいかなものかなと。

こうやってどんどんどんどん支所になれば、これは人的にも増やさないけんですよ。人的にもやっぱりそれを増やしてきて、そのことがどんどんどんどん進めてもらう。こうなれば、私も喜ぶんですけども、何かそうはいつでも、合併した以上はそこんところはどっかが辛抱せないけん。

それは本庁としてしっかり対応すると。いうことじゃないといけんことないでしょうかね。やっぱその合併ということで、先ほどの地域活性化でもあったけども、結局説明は後からになる。支所の在り方についても、当初はそういったことからスタートしたわけですよ。

平成16年、合併のときに、いろいろ中身的にも決まらなくて、大体3月まで延ばすかという話もありましたが、ぎりぎりのところで10月になったわけですけども、結局いろんなことが先延ばしになったという経過もあります。

やっぱりそういったことを考えるとね、やっぱり、合併は何だったんだという部分をちょっとしっかり踏まえて考えて、さらにそれを踏まえたからこそ、地域が廃れないように一生懸命頑張ると。いうことがやっぱり本庁の役割ではなかったかなと。あまりこれ以上やるとね、また一般質問になりますので、これ以上やりませんが、どちらにしても、今支所にこういった形で充実をしていこうとか、そういった方針変更があれば、やっぱり議会に対してしっかり説明してもらおう。

本庁で、別にね、やっても差し支えないんですよ。

そこらあたりは町長でないといけんかな。

はい、よろしくお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

支所にどんどん責務を負わせてきている現状があるんじゃないかということも含めてだと思んですが、1点だけさっきの質問に、お答えしたときに漏れとったのが、合併前の、旧エリアに限って予算化したというもう一つの大きなテーマは、西郷地区より、さらに高齢化が高い地域活力が低減していくのが、支所、出張所だということも踏まえて、そこに予算を、地域支援の予算を持たせるという点もございます。

これは合併のときの分庁舎という部分が出ました。確かにその議論もありましたが、今になって、個人的にも今の方法で支所方式でよかったなと思ってます。

といいますのは、この本庁舎、ここに移ったときに、水道課も教育委員会も環境課もここに入りました。それによって、打合せ全て協議、課長間の協議が、すごく迅速になって、以前よりはまた動きやすくなったというようなこともあって、また、住民の皆さんの交通の関係もですが、分庁舎でなくて今の支所方式でよかったなと思ってます。

議員ご指摘の本庁でしっかり対応できるんじゃないかというのもそのとおりでございますが、支所でできることは、支所でやっていただきたい。無理なことを押しつけて支所の機能がそうだというような言い方は、やっていく考えはございません。

もう1点遅ればせながらですが、所管の変更の理由の一つに自分はずっと、各施設、五箇なら五箇にあるものは支所が持ったほうが、より早くということを考えておったんですが、合併したときに、第三セクターでやったわけです。だから、第三セクターを集中管理するために、本庁で全部持ったという経緯もあったもんですから、ちょっと2年、3年かかりましたが、各地区にあるものは各地区でできるだけ管理して意思疎通を企業との意思疎通をして、やってくださいという形で変更言いますか、業務を持ってきたところですので、再三、最初の質問ございましたが、変更に類似するもんをもっと議会のほうに報告せよという点については、改めてそういった形を持っていきたいと思えます。

○14番（高宮 陽一）

これ以上やってはいけませんが、結局そこら辺についてはですね、合併当時に法定協議会を各地区にね、設置したんですよ。これは旧西郷町はどうかということで、これは必要ないということで、各旧町村には法定協議会を設置して、いろんな地域の振興のことについて、

そっから声を頂くと。

また、ただこれはいつまでもいつまでもということで、10年を限度としてやって、10年たったからこれは廃止したと。あとそういった経過を受けて、町長が隠岐の島町役場として、全体をカバーしていくんだと。いう我々もそういう気がしておったものですから、さっき町長が言われるその地域のことを心配していただくこと大変ありがたい。

やっぱりそれはそれで私は結構ですが、やはりね、そういったことは先ほど言いましたように、やっぱりしっかりと我々も説明していただく。そうしないと、どうしてもこういった質問をしなくちゃならない。いつそういった考えになったんだと。いうことですので、この点については、今後もですね、しっかりと議会と情報を共有するように、よろしく願いをしたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

それでは、通告しております、森林環境譲与税について、質問をいたします。

この森林環境譲与税の用途については、各自治体がインターネットなどを通じて、住民に公表すると。いうことになっております。

しかし、新年度予算説明資料には、この森林環境譲与税の記載が、資料7を見る限り見当たりません。財源の内訳にこの歳出予算の中で、森林環境譲与税に該当する財源を明確に表記するとともに、議会においてその用途について、説明も必要という風に考えております。

今回それがなされなかったということは、この予算説明において、この表記の必要性も、あわせて議会への説明の必要性もないという、そういった考えでしょうか。伺います。

○番外（農林水産課長 河北尚夫）

森林環境譲与税の公表のほうは、農林水産課のほうからいたしておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、法律においては、議会の決算認定に付したときは遅滞なく公表しなければならない。という風に、されております。

譲与税は、ほかの税と一緒に一般財源に溶け込んでしまいますので、分かりにくい部分があるかと思っております。

温室効果ガス削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等の財源とするという法の趣旨からいたしますと、町の林業費予算の人件費、それから各種協議会負担金などを除くもの、それと、バイオマス利用という部分で、ペレット製造発電についての一般財源部分については、全てが対象になるとは考えております。

ただし、国会の答弁や附帯決議では、これまでの森林施策ではできなかった森林整備に資するとございますので、本町では、他に先駆けて一般財源でやっていた部分については対象ではないよというような部分もありますので、そこについては慎重に考えた上で、その部分を含めて適切であると思われるものについて、譲与税を充当したということで現在公表はしております。

当初予算にないというお話でございますが、その新たな部分というところについてですね、補正予算で高性能林業用機械とかそういった部分が対象になってきます。当然、新たな事業というところで対象になりますので、収入と歳出がなかなか合っていないという部分がございます、当初予算のほうでは主旨は明確にしてないと、いうところもございます。

事業費が確定し、9月定例会、決算認定を出しますので、そのときに。

会期前ではもう決算認定出してますので、事業費がうちとしては確定しておりますので、その段階で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

〇7番（村 上 謙 武）

ただいま農林水産課長のほうからですね、説明があったわけですが、今一ちょっと分かりづらいなど、いう風に思って再質問をさせていただきます。

この森林環境譲与税というのは先行して、令和元年度から、国のほうから、譲与税というのは配分されているということで、去年4,800万円、今年6,000万円。それでもう、毎年、本町に入って配分されるという風に皆さん理解されていると思っております。

当然そういった譲与税を、どういった形で、本町は使っていくのかという、これ非常にきちんとした明確な方針性というのはやっぱりきちんと立てていくべきではないかなと。

というのは令和6年度から住民税を納めている国民1人当たり1,000円、森林環境税として納めるわけですよ。国民から納付、納入してもらう大事な税なんですから、その辺のところもう少し意識して、これを活用していただきたいと。

国のほうは先ほど説明のあった、森林の整備とか人材育成、担い手確保、木材利用の促進と普及啓発、林道の整備、広報と情報提供など、こういったところで、この税を使うという

ような方向性も出してますから、島内の林業事業体、林業従事者の方々と、しっかり協議してやっぱりそういった使途については、決めるべきじゃないかなと。

これ当たり前じゃないかなと思ってんですけど、先ほどの説明ではそういったところが余り見られないということなんですけど、再度この辺について、明確な説明をしていただきたい。

○番外（ 財政課長 長 田 寿 幸 ）

先ほど議員おっしゃられたとおり、今回の森林環境譲与税のほうは、国民我々町民の方から1人1,000円ですか、頂いてそれを活用する形で頂く譲与税でございます。

そういった意味で説明が必要じゃないかということでございますが、国のほうも、これはパリ協定ですか、そちらの中で温室効果ガスの排出を削減する目的で、国民の皆さんにお願いしますということで、始めることになった税金でございます。というところで国としては、これを皆様から頂く以上は、説明責任があるということで、それは各町村説明責任を果たしてくださいよというのが、国の言い分というか言い方だと思います。

というところで、決算をしたときには、この環境譲与税というのがどういった形で使われたかというのは、きちんと説明をしてくださいというのは、国のほうの言われる趣旨だと思っております。

そういったことで考えたときに、我々としては、きちんとその辺については、農林水産課のほうを中心に、公表のほうはさせていただいております。

では、予算の編成時点で、これがきちんと説明しなくてはいけないのじゃないかというようなご意見も今いただきましたけれども、予算の編成というところなんですけど、この森林環境譲与税という財源があるから、うちは隠岐の島町としてはこういった事業をやりますということではなくてですね、今、隠岐の島町として森林の保全のため、森林環境整備するため、こういう事業をやらなくちゃいけませんとか、脱炭素のために、排出ガスを抑制するため、そういったことのために隠岐の島町としてはこういった事業をやらなければいけないという、そういった、目的というか、歳出の事業のところについて、我々は必要性を考えて、予算を編成をしております。

そういった中に、こうした国として環境譲与税という形でお金を頂けるということで、こちらのほうは、そういったことに使う一般財源に使わせていただいておりますということで説明させていただくことしかちょっとできないということで、まず議員の皆様それから町民の皆様には、そういった形で、我々が町として、森林経営とか脱炭素の取り組みとしてこう

いった事業をやることについての皆さんのご判断をいただけたらと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

ただいまの財政課長からの説明ではですね、私が先ほど言った島内の林業事業体、それから
林業従事者の方、そういった方々の意向とか要望いうのも、多分、かなりいろいろあると
思うんですよ。

そういった方ですね、意見要望をきちんと聞いた上で、町として、やっぱり事業、この
財源を配分していくべきではないかなと。その辺を透明性を持って明確にですね、やっぱり
してほしいわけですよ。住民の方も分かるような、我々も分かる。

今年度の予算説明のときにそういうのもあんまり、ほとんどなかったということで、今回
ですね、総括質疑でしてるわけですけども、言ったように、令和元年度からもうずっと配分
されてきた譲与税なんだ。当然もう、これを財源当てにして事業もやっぱりやれるわけです
から、その辺のところはですね、ちょっと、地元の林業関係者の方との連携がきちんととれ
ているのかなと、いうところがやっぱり危惧するところなんですよ。

その辺についてはどう考えておられるんですか。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

はい、ただいまの質問でございますが、当然ですね環境譲与税が町のほうに配分いただい
たときからですね森林関係事業者とも連携をとってですね、年に何回かは要望活動もされて
おりますので、そこで議論を重ねて、こういったことをやろうということは事業計画なり、
対応させておりますが、現在のところですね、森林環境譲与税も地方交付税と同じく、同じ
ように扱っております、一般財源化しております。

最終的にこういった事業に使えましたよということで、決算が終わった段階で町のホーム
ページで公表しております。

村上議員さん言われるのは、前もって予算の部分にはこれを使うんだと、充当するんだと
いうことを明確にしてほしいということだと思いますが、現在のところ一般財源で譲与税に
ついて一般財源化しておりますので、当初予算の段階ではそういった特定財源としての扱
いをしておりませんので、今後、当初の段階から特定財源扱いするかどうかについてはす
ね、また執行部のほうで議論をしてですね、そういう形に、そういうことも十分できますけ
ども、ただ最終的にこれをこっちに振り替えようとか、また、こっちに振り替えようとか、
特定財源であってもですね、いろいろ財源組替えも必要になってくると思うんですよ。

そういったことを少なくしようということで一般財源化しておりますので、それがいけなくて、説明をしっかりとしなさいということになれば、特定財源化することも可能だと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○7番（村上謙武）

一般財源化されてるからという理由で、事前にこういったことに使えますよというのはなかなか、今までそういった予算編成をしてこなかったということなんですけど、先ほど言いましたように、新年度から、国民の皆さんですね、1,000円、1人年間、僅かな税かもしれませんが、そういうので非常に関心が高まるのではないかなと、本町はどんなことに使ってるんだといったときに我々全く分からない、説明できないということじゃやはり困るというかですね、何しとったんだという風に言われることもあると思います。

だから本町の今の状況に合ったようなことに、やっぱりその税を活用するというか活かし、林道整備、あるいは林業やってる方はまたどんどん大型の機械を導入して、少ない人材で効率的に、林業をやっていけるような、そういったシステムにやっぱり、これ使っていくべきではないかなという、やっぱりそういうのを町が積極的に公表して、使途について明確にですね公表するような、絶対必要じゃないかなということでも質問してるわけです。

今までとはちょっと考えを変えてですね、この税については、森林環境譲与税については、使途を明確にさせていただきたいということで、令和5年度の森林環境譲与税4,800万円。令和5年度配分されてますけど、これについてはどのような形で公表されるのでしょうか。

○番外（農林水産課課長 河北尚夫）

令和5年度の公表についてですが、決算認定が9月定例会でございますので、その後速やかにというところで、遅滞なくですか、公表を町のホームページのほうで、インターネット等で適切な方法でということですのでホームページのほうで公表いたします。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の「総括質疑」を終わります。

次に、9番：西尾幸太郎議員

○9番（西尾幸太郎）

では通告どおり質問したいと思います。

まずは、福祉介護サービス事業者等の車両購入費補助金についてですが、事前にですね対

象法人のリストと、車両購入の資金確保が困難な状況との説明があったんですけど、それをですね客観的に示す資料の提出を求めました。

資料提出があったので、こちらのほうの説明をお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

それではおはようございます。私、住民福祉の広江のほうからご説明させていただきます。資料の4ページをご覧くださいませ。

ただいま西尾幸太郎議員より、ご質問いただきました。まず1点目の対象法人のリストのご質問のことです。資料の上段のところに記載をしているところでございます。6年度につきましては、五つの法人でございます。社会福祉法人愛宕会、そして特定非営利活動法人ふるさと工房、株式会社ケイテン、社会福祉法人わかば、そして社会福祉法人ふれあい五箇となっております。

続いて2点目のご質問であります。

車両購入の資金確保が困難な状況についての客観的な資料の求めについてでございます。総括質疑資料のですね、中段以降のところにもまとめておるところでございます。

福祉介護施設の運営状況に関する資料でございます。まず、福祉介護施設の運営状況の把握につきましては、法人の公開する情報を踏まえ、客観的な資料とし把握をしているところでございます。

具体的な手法といたしましては、独立行政法人の福祉医療機構が開設しております情報公開のシステムによって、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの公開情報より情報を得ているところでございます。

こちらにつきましては、社会福祉法人に関する現況報告、計算処理等など、情報を公表しているものでございまして、社会福祉法人につきましては法律の求めによって、法人の活動状況を公表するということが定められておりました。各法人が届出官庁に提出したものが掲載されるという状況になっておるところでございます。

私どもといたしましては、これらの情報をまず確認することによって、当該事業年度の法人の経営状況については把握に努めているというところでございます。

続いて、下段の表のことについてご説明させていただきます。

法人の拠点区分で整理された、事業年度の情報でございます。こちらの表につきましても、先ほどご説明いたしました、財務諸表等の電子開示システムにより情報を取得し、その上で担当課において編集加工をしたものでございます。

令和4年度のものについてお示ししているところをごさいますて、各事業拠点、主に施設ごとの拠点区分によって、会計上の整理を行うということが求められておりますので、法人における拠点区分でございます。

介護保険そして障害の福祉サービスの種別、また事業収入の分類などをまとめているところでございます。

令和4年度の部分につきまして事業活動による収入、そして事業活動により支出、差引きの事業活動と資金収支の差額がどのようになっているかというところをまとめたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、運営状況をどのように見ているかというところについて少しご説明したいと思っております。

社会福祉法人のこれらの事業につきましては、公的給付に伴うですね、事業運営を行っているところでございます。このため介護保険の給付、または障害福祉サービスの給付が収入のほとんどを占めているという性質がございます。

そして事業の種類によってですね、入所、通所、複合型など事業に要する施設設備、人員等ですね、基準等も異なっておりますことから、事業規模も様々だという状況でございます。

収入である、給付費につきましては利用者様の介護認定区分や障害支援区分という部分によってですね、ルール上、サービスの提供に係る費用として支払う額が定められておりまして、これらにつきましては、利用者様の状況によって提供回数が増減することもありますから、給付費は事業年度ごとによってですね、増減しているところでございます。

現在介護事業所等においてはですね、介護福祉士、そして看護師などの求人を常時行っているところではございますが、予定人員を実質採用できなかった事業所においてはですね、結果として支出すべき人件費の部分が抑制されたことによって、当該事業年度で言う、資金収支のところは黒字になっているところも、現実としてはあるわけでございます。

このような状況のところからですね、資金収支差額については、黒字赤字とあるわけではございますが、町といたしましては、これらの情報を踏まえてですね、対応が必要な課題などを明らかにしつつ、施策の検討をし実施に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇9番（西尾幸太郎）

ちょっと勘違いしてほしくないので、大前提として言っておきたいんですけど、ここ数年ですね、これに充てる財源の在り方については問題があるんじゃないかという風な指摘して、そこについてはですね、今回考え方の違いがあるのかなという風にも感じてますので、そこについては今回は問題視していないというのとですね、この事業者に対して、車両購入費のですね、補助を出してはいけないという話ではありません。そこだけは大前提としてね。大前提としてご理解していただきたいなという風に思いますが。

それを前提にですね、幾つか質問したいんですけど、対象法人のリストのほうの、補助率があるんですけど、この違いについて、説明をお願いしていいですか。

○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

失礼しました。

補助率の違いについてのところでございます。

こちらにつきましては、購入する車両の金額を基準としまして、補助率の違いを設けているところでございます。

対象車両の金額が、このたび4分の1事業のところにつきましては、ミニバンだとか、7人乗り、8人乗り、10人乗りというような、大型車両のところでございます。

これにつきましては、補助の要綱のところにおいてですね、補助率を4分の1と設定しているところでございます。

一方、軽自動車、そして4人乗り、そういったような車両に関しましては、補助率を3分の1と設定しているところでございます。

6年度におきましては各法人において、購入される車両の位置づけによってですね補助率3分の1、4分の1と違いが出ているところがございます。

以上でございます。

○9番（ 西尾幸太郎 ）

単純な疑問なんですけど、大型の車両であるとか、普通乗用車なんかを購入するほうが、資金面での負担は大きいのかなという風に思います。なのに補助率が普通車のほうが4分の1と少ないというのはですね、あんまりこの趣旨にすごくそぐわないのかなあという風に思いますが、その違いの設定についてどういう理由でこういう設定になってるのか、お答え願えますでしょうか。

○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

この事業の実施に当たりまして、初年度令和3年度からさせていただいているところでご

ざいます。

この補助率の違いにつきましては、大型車両を主に導入される事業者においてはですね、入所系、そういった複数の方々、デイサービスもそうですけれども、利用者様を送迎するような必要がある事業体が購入されるだろうということでもあります。

そういった事業体においては、複数の車両を同時に運用していくということもございまして、補助率につきましては4分の1、これは財政上ですね3分の1と4分の1では、確かに支援額が支援の割合が下がっているところではございますが、これらの車両の更新費に備えることが、当該法人は大きな法人が予定されますので、対応できるのではないかとということから、当初のところでは4分の1という設定をしたところではございます。

○9番（西尾 幸太郎）

考え方については分かりましたが、事業者の運営の支援というのであれば、そういったところでもですね、指摘した部分でもですね、きちんと今後考慮していただきたいという風に思っています。

次に質問なんですけど、対象法人リストに入っている中で、下の方の経営状況を示す資料2ですね。リストアップされてない法人があります。これはどういった理由でしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

はい、このたびお示しいたしましたのは社会福祉法人の経営状況等の資料でございます。

社会福祉法人につきましては、ルール上ですね、決算情報、法人の活動情報を届出ていくというところから、公表も義務づけられておりますことから、社会福祉法人の資料を提出させていただいたところではございます。

○9番（西尾 幸太郎）

新規事業者であるとか、前年の実績なんかもなかったりした場合は、車両購入が困難な状況というのは、どう判断するのかなというのは、その辺りちょっと説明をお願いします。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

本事業の対象者につきましては、介護保険事業そして障害福祉サービスの事業所でございます。

これらにつきましては、島根県等届出官庁へ事前の届出手続により指定事業を受けるものでございます。初年度からですね、車両購入費等の補助というのは出てこないのではないかと考えているところではございます。

一方、当然翌年度になればですね、決算情報等は、法人活動の上で整理がされるわけでご

ざいます。

それについてはですね、個別に補助を実施する際に経営情報を求めるということは、法人の活動状況を知るという意味でもですね、必要だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番（西尾 幸太郎）

分かったような分からないような感じですが。

逆に聞くんですけど、これ、例えば対象法人にならない場合の条件みたいなものってあるんでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

福祉介護サービスを実施する事業所でございますので、対象法人にならないという条件というのは設定しておりません。

各法人においてはですね、必要な公的介護サービスまたは障害福祉サービスの基盤でございます。町といたしましてはこれらの基盤についての安定的なサービスの提供という視点からですね、いずれの法人に対しましても、必要な支援を当然実施していきたいと考えているところでございます。

○9番（西尾 幸太郎）

それであるならば、ちょっと一般質問的な話になるかもしれないんですけど、車両を購入する、その状況が条件的に厳しいという条件がですね、基本的には福祉事業者、みんなそうなのかなと。

基本的には民間のですね、収益的な事業をやってるわけじゃなくてですね、なかなか人件費の人材の確保などにもお金かかりますし、サービスを低下させてですね、利益率を上げていい業種ではないと思うんですよね。であるならば福祉事業者に関してはですね、こういった車両購入する場合は、何分の一か補助しますよという条件だけでいいんじゃないかなと思うんですけど、車両購入が厳しい状況という条件を付す、その理由に関してちょっと聞かせてもらって、法的に設定しなきゃいけないみたいなことがあれば設定しなきゃいけないのかなと思うんですけれど。

○番外（副町長 大庭 孝久）

今、西尾議員さんが言われたことをそのまま我々も考えておまして、今回この社会福祉法人の決算状況を載せたのは、全体的に町の福祉法人は、福祉法人に限らずこういう事業者にはですね、こういう辛い思いだよということで載せさせていただきました。

ですので、お宅はOKで、お宅は駄目だよということはまずありません。まずというか絶対ありません。

どういった業者に対しても、そういう、町の中の福祉に携わっている企業さんはどの企業さんも苦勞されてますので、今の状況を鑑みたときにですね、町はこれだけを支援するというところでやっておりますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○9番（西尾幸太郎）

考え方としては一致してるのかなと思いますので、理解いたしました。

次の質問に移りたいと思います。

次はですね、再生可能エネルギー事業に関して、木質ペレット発電事業補助金として1,500万円計上されていますが、これの積算根拠について説明をお願いします。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

ただいまの西尾議員の木質ペレット発電事業補助金の積算根拠について、私のほうからお答えします。

本定例会全員協議会の当初予算、詳細説明時に使用しました議案関係資料3の資料をさらに詳しくしたものを用意しましたので、ご覧ください。

まず、左からペレットの製造量ですが、新年度全体で590tの製造のうち、発電用ペレットは540t使用します。売電収入はFIT売電により1kwhあたり40円で売電し合計2,200万円になります。

続いて経費の内訳です。ペレットの購入費は単価kgあたり45円。540tで2,430万円となります。保守料等として、保守メンテナンス上に差235万円。販売管理費35万円の合計270万円となります。

初期原価投資償却費として、プラント費9,400万円、工事費4,500万円の20年間の減価償却費として700万円。租税公課として、固定資産税を70万円、事業税を20万円、法人税を60万円借入れ金利50万円の合計200万円となります。これにより経費の合計は約3,600万円となり、売電収入の2,200万円から差し引いた1,400万円に、当期利益分として100万円を足した1,500万円を、新年度の補助金として予算計上しております。

なお、補助金の交付要綱については、実態に合ったものを現在製作中でありますので、よろしく願いいたします。

○9番（西尾幸太郎）

補助金交付要綱についてまだ策定されてないということなんですけど、これはもう以前か

ら指摘してるんですけど、こういったものを予算化してですね、補助金出すという方向で計画しているのであれば、きちんとそういった要綱についても、議会のほうにはしっかりと示していただきたいという風に思いますんで、策定次第しっかりと議会のほうにも説明をお願いしたいなという風に指摘しておきたいと思います。

何点か質問があるんですが、この今の資料をもってするとですね、この補助金を入れることによって、100万円の黒字化っていう風になります。

補助金を入れて、100万円を黒字化させて事業体にその収益を上げるという風なですね、補助金の出し方自体が、私は問題があるのかなあという風にも思うんですけど、これを是としたですね、理由について説明していただければという風に思います。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

今の再質問についてご説明をいたします。

まず、この事業については、この事業者が単に利益を求める事業としてやっておらず、地域貢献事業として進めております。

本事業者につきましては、2018年より本町で発電事業の検討を進めており、既に2,000万円以上の先行投資を行って調査をしております。

この経費の先行投資償却分として一定程度の利益部分として100万円を計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

いや、それであるならば、さっき補助金の積算根拠を聞いたんですけど、その積算根拠の中にしっかりと明示していただきたい。

この資料だけ見てたらどう考えてもその補助金を出して、100万円黒字化してますよという風にしか見えないんですよ。何でちゃんと補助金の積算根拠の中に、今までの調査費で負担していただいた分を町としても幾らか負担していきますよとか、そういったことですね、補助金額を見積もっていますっていう風に議会側にも説明していただかないと、この資料だけでは全く分からないそれが。なんでその辺りは、きちんと注意してですね、報告していただきたいなという風にも思います。

あともう1点ですね、この状況だと、租税公課等のところで固定資産税、事業税、法人税もですね、この補助金を使って払うことになっている。

通常町の補助金なんかはですね、例えば物品購入する場合なんかは、消費税部分なんかは対象にならないわけですね。

なんで、この税金を払うための部分もですね、この補助金を充ててもいいのかというところ。ちょっと説明していただいてもいいですか。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

今回の固定資産税についても、設備投資に伴う償却資産の固定資産税になりますので、事業に関する必要な経費ということで今のところ充当を考えております。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

基本的に税の部分をですね、補助金を使って支払うというのは、余り聞いたことがないのかなという風に思いますんで、その辺りもですねこの補助金の積算根拠がはっきりしないからこういった話になるのかなという風にも思います。

この税金の部分がですね、補助金の対象経費になってるのかどうかという部分もですね、もう一度、きちんと積算してですね、議会のほうに示していただきたいと思うんですが、ちょっと考え方聞かせてもらってもいいですか。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

ただいま指摘のありました項目について、交付要綱に合わせて、きちっとしたものをまた報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

税金部分に補助金を充てる是非についても法的に問題があるのか、ないのかもあわせてですね、示していただきたいなという風に思います。補助金の財源に関してこの資料では、森林環境譲与税となっております。

先ほど村上議員の質問にもありました。これ予算書のほうでは、一般財源からという風になってますけれど、この資料では森林環境譲与税となっております。これは1,500万円全額森林環境譲与税の収入分を充てるという理解でよろしいでしょうか。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

先ほどの農林水産課長の説明にありましたとおり、新規事業でありますペレット発電事業は、森林環境譲与税の対象事業となっておりますので、議員のお見込みのとおりです。よろしく願いいたします。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

先ほどの村上議員への説明では、目的税化、今のところはしてないという風な説明だったと思います。そこの齟齬が出るのかなという風にも思いますので、そのあたりの情報整理はしていただきたいなという風にも思いますが、以前産建のほうで示された資料では、こ

れが今回、令和6年度は事業のスタート時期が遅れるということで、半分ぐらいの事業費ということで、1,500万円の補助を出す、最終的には本格稼働した場合は、これは3,000万円の補助になるという風に聞いております。

これは森林環境譲与税として3,000万円、この事業に充てるというその理解でよろしいのでしょうか。

○番外（副町長 大庭 孝久）

これについてはですね、これも全体で調整が必要だと思いますんで、今は先ほども申しましたように、一般財源化しておりますので、一応、6,000万円入る予定ですので、この事業この事業と一旦は中では振り分けておりますが、一般財源ですので今回はお示ししていませんが、最終調整で財源をどのように振り分けるという風な調整はまた出てくるとは思いますけれども、現段階ではこういった形で見積もっているということでございます。

○9番（西尾 幸太郎）

今後は振り分けもしていくという話なんですけど、現段階のこの資料ですと、将来的に6,000万円の森林環境譲与税が入ってくるもののうち、3,000万円がこのペレット発電事業のほうに充てられるというところはですね、バランス的なものは今後、議論されていくのかなあという風にも思いますので、その辺りもですね今後この森林環境譲与税、どう使っていくのかに関しては議会のほうにもしっかりとですね、説明していただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、西尾 幸太郎 議員の質疑を終わります。

ただ今から、15分間休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時43分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 10時58分 ）

総括質疑を続行します。

次に、11番：安部 大助 議員

○11番（安部 大助）

はい、通告いたしました内容で、公立保育所運営事業の人員費についてお伺いしたいと思います。

当初予算において、職員数、保育士さんの職員数が31名、会計年度任用職員が9名となっ

ております。

認定こども園を合わせると、職員数が39名で、会計年度任用職員が13名となると思いますが、今回、人数を、会計年度任用職員さんの分も含めて決める際、この私立保育所との整合性といいますか、その辺の関係も併せて、適正人数なのかどうかということでごちょっとお聞きしたいなど、まず1点教えてください。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

それでは、保育士の配置数についてお答えをいたします。

まず保育士の配置数につきましては、国の定める職員配置基準に従い、この基準を下回らないように配置することとされております。

これは公立も私立も同様の基準となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○11番（安部大助）

はい、取りあえず保育人数に関しては国に定められているということでありまして、ちょっと確認の上、確認も含めてお聞きしたいのが、今回令和6年度からですね、国の基準がちょっと変わりました。で、3歳児の場合だと、今までは20名に1人の職員でいいと。4歳、5歳の場合は30名に1人でいいということとなっておりますけれども、法改正によって、3歳の場合は15人に1人、4歳、5歳の場合は25人に1人ということで、一応、改正を出しておりますけれども、本町の場合は法改正によってどのような対応されているのか。

教えていただければよろしいでしょうか。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

今回の法改正は3歳以上児のところの改正になりますので、今の基準と比較しても、保育士の人数にはそう変更はないという風に考えておりますが、この改正6年4月1日から施行となっておりますけれども1年間の経過措置がありますので、足りないという場合も、7年4月1日までに、その基準を満たすようにと考えております。

○11番（安部大助）

はい、ありがとうございます。

本町の場合でしたら、その経過措置という形で対応されてるということで確認いたしました。

でですね、もう1点確認させていただきたいのですが、例えばですね、下西保育所、本町で今1番人数が多いかなと思っております。

23年度の、ちょっと調査させていただいたんですけども、実際の人数からですね、国が先

ほど定めている、基準の人数を割ったとき、人数が最低では国が定める際、絶対確保しないといけない人数だと思います。例えば、下西保育所の場合でしたら、0歳児の場合は1.66、1歳から2歳で4.33、3歳の場合で0.4、4歳から5歳で0.6と、数字なんですけども、全部合わせると、国が定める人数は7人と。7人以上は必ず設置しなさいという数字が出ております。

片や、先ほど言った小数点、1.66、これを2人として捉える場合、また4.33を5人ということで捉える場合、これをやると、先ほどの数が、9名、2人分ですね、上がるというケースになりますけども本町の場合は、どちらのほうの試算をされているのかなと。

教えていただいてよろしいでしょうか。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

先ほども言いましたけれども、基準を下回らないということになっておりますので、小数点は切上げて計算しております。

○11番（安部大助）

分かりました。小数点切上げという形で確認いたしました。

ですね、ちょっと本年度の場合は、まだ0歳児が何人か私のほうでも分からないんですけども、去年の場合ですと、切上げ計算をしていくと、公立保育所の場合ですと、全部合わせると35名になります。

その当時の予算では、39名プラス10名の会計年度任用職員ですので49名になります。14人、多いということなんですけども、例えばこの14人多くした、この理由と伺いますか、ちょっとその辺を教えていただきたいなと思っております。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

先ほどから申し上げております職員の配置基準は、単に子どもの数による保育士の数となりますけれども、それに加えて、障がい児さんが何人いるか。それから、産休育休代替の職員もおります。

また、小さい保育所ですね、定員が少ない小さな保育所の場合は、朝の7時半から夕方6時半まで開所するために、職員を早番遅番というふうに回していかなければなりませんので、必要な人数も多くなりますので、運営ができる体制を整えるために、職員を必要な数、配置するという必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

○11番（安部大助）

はい、分かりました。49名が少ないとか多いとかじゃないんですけども、今回予算も上がってますのでちょっと考え方を聞かせていただきましたかったということもありました。

以前に保育所の皆様、保育士さんの処遇改善とかですね、その辺の質問をさせていただきました。やはりそのときにも、やっぱり公立・私立ともに人手不足が言われてます。

言われるように産休に入る方とか、急遽休まないといけないという方々に聞いたときに、そのときに代わっていただくような方々がいないということで、両方とも公立・私立とも言われました。

で、この人数になったときに、私立の場合ですと民間ですので、保育士さんが今人手不足で、公立・私立ともに探している状況だと思うんです。

私立の場合ですとやはり自分の事業の収支等を鑑みて、本当に最低限の人数でそろえて、探している状況で公立の場合ですと、同じような形だと思いますけどもやはり、何が違うかという公金によって、やはり、就職していただくという部分があります。

そのときに公立だけどんどん人が足りないから増やしていいかとなると、私立のほうに圧迫するのかなというのちょっと考えたこともあるんですけども、その辺の人数を決める際の、この私立保育所の現状というか、そういったところも調査した上で、やられてるのかなと、今、公立の保育所の考えは聞かせていただいたんですけども、そういった形で私立の保育所のほうもそういった調査、どのぐらいの今人数が少ないのか、大変なのかっていうのも調査された上で決められているのかというのをちょっと聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（ 保健福祉課長 野 津 千 秋 ）

私立保育所のほうに常勤の職員が何名いらっしゃって、非常勤の職員が何名いらっしゃるかっていうところについては調査はいたしておりませんが、毎年、年に1回、県の監査が入りますので、その資料の中では、どれぐらいの職員がいらっしゃるかということは承知はしております。

○11番（ 安 部 大 助 ）

分かりました。大体お互いの人数把握されてるっていうのは分かりました。

やはり私立、公立ともに、隠岐の島町の子どもたちを預かっている施設ですので、やはりそこで公立、実際は調査されてると思うんですけども、その辺の公立と私立を一緒になった連携というか、そういったところでも、人員配置っていうのも、考えていただいたほうがいいかなとちょっと思っておりますので、ぜひ今後していただきたいなと思っております。

次の質問ですけども、公立保育所の運営事業のICTシステムの利用についてちょっとお伺いしたいと思います。

今回、アプリのほうを、ICTとして活用されるという説明をいただきました。

とてもICT活用推進、私のほうも一応推進したほうが良いということで一般質問させてもらったんですけども、今回導入に当たってどのような協議がされたのかお聞かせください。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

はい、ICTシステムの導入に当たっては、まず保育所長会議の中で協議を行っております。

システムを導入して、どのようなことを行うのか、具体的な内容については、各保育所に持ち帰ってもらって話し合いを行っていただき、職員の意見を集約しております。

その結果、たくさんの機能がある中で、来年度は「園だより」や「お知らせ」文書の配信、緊急連絡の配信、写真の共有販売というところを利用することとしております。

○11番（安部大助）

はい、現場の声を聞きながら、そういった協議されているということを理解いたしました。

その中で、以前このICT活用の件で質問させていただいたときに、この保護者に対する資料と、出欠等のほかに、園内でのタブレット活用とか、あと書類の作成とか、そういったものについても必要ではないかということをおっしゃっていただいたんですけども、その辺についての協議はされたのかどうか教えてください。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

その点についても行っておりますけれども、まずは、このシステムに保育士がなれることがまず最優先ですので、今後どのような機能を追加して使っていくかについては、導入した後に検討することとしております。

○11番（安部大助）

はい、分かりました。

今回このアプリを使用する利用料で一応計上されてるんですけども、ここにおいては例えば、こども家庭庁とか、そういった補助金関係、一応項目にはICTの活用という項目で、令和6年度も一応入っているんですけども、その活用について議論されたのか、ちょっと教えてください。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

町が導入する、ICT活用について補助金は活用しておりません。

○11番（安部大助）

それは、補助金活用はなぜされなかったのかなど、ちょっと教えていただいでよろしいですか。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

補助金の活用については、ハード面の導入のところは補助金が活用できますので、今回はシステムの利用料というところになりますので、補助金は活用していないということとなります。

○11番（安部大助）

はい、分かりました。

もう一つのほうなんですけども、やはり今回のアプリの導入の件に関して、これ私立の保育所とも何らかしら協議されたのかどうか。教えていただきたいなと思っております。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

システムの導入の状況につきましては各私立保育所に聞き取りを行っております、一つの保育所が現在も導入済みとなっております。

また、このICTシステムの導入のための補助金があるということについては、各保育所にも情報提供をしております。

○11番（安部大助）

はい、分かりました。

その辺の協議がされているという確認とれましたので質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の「総括質疑」を終わります。

次に、4番：齋藤則子議員

○4番（齋藤則子）

それでは私も通告書に従いまして、町内木像彫刻調査事業について、お尋ねいたします。

これは継続事業で、令和6年度も6万9,000円が計上されています。

お聞きしたいのは令和5年度の調査の詳細でございます。つまりどういう手法で、例えば前もって得た情報により、また何件ぐらい調査したのか、そしてその結果なんですけれども、差し支えない範囲で結構です。

お答えいただきたいと思っております。

○番外（社会教育課長 中村恒一）

はい、そうしますと社会教育課のほうから、ご質問の内容についてご説明いたします。

資料6ページをご覧ください。

初めに1番の調査手法についてでございますが、事業開始に当たりまして、島根県に協力をお願いし、概要把握のための調査として、まずは、町内の木像の所在状況を教育委員会のほうで把握しまして、次のステップとなる詳細調査が必要かどうかを、島根県と相談し決定することといたしました。

まず、(1)の概要把握の調査につきましては、旧町村誌や地域の方からの情報等を参考に、担当課において、町内に所在する木像の現状を確認し、現地での写真撮影とおおよその大きさを測定いたしました。

これを県の専門学芸員と情報共有をいたしまして、その中で、中世以前、戦国時代以前の制作であると推定された木像を詳細調査の対象といたしました。

(2)の詳細調査では、今回も予算計上しております、本町より旅費を、この専門学芸員の方に、お支払いしお出かけいただいておりますが、現地で対象となる木像の採寸と写真撮影を行い、後日、調査結果をまとめていただくこととなりました。

次に調査の概要ですが、議員もご承知のとおり、本調査は令和4年度から実施しております、こちらには令和4年度と5年度に行った、概要把握のための調査と詳細調査の件数につきまして載せてございます。

それぞれ記載のとおりとなっております。

なお、木像個々の詳細につきましては、今後の管理上の問題などから載せておりません。

詳細調査の結果につきましては、それぞれ、令和4年度、5年度下線を引いた部分になりますが、中世以前の木像が令和4年度で17躯、令和5年度では15躯確認されており、古いものだと大体9世紀から10世紀頃の木像も確認されております。

これらが今後重要な文化財として保護を検討する対象となると考えられます。

次に今後についてであります、令和6年度は引き続き、概要把握のための調査、約20か所を実施をし、これを踏まえまして詳細調査を行ってまいります。

そしてこれまでの調査成果に、基づきまして、「町指定文化財」に相当すると判断される木像があった場合には、町の「文化財保護審議会」において、指定に向け取り組んでいくこととなります。

以上となります。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

はい、大変詳しくご説明いただきましてありがとうございました。

よく分かりました。

今後も、まだ仏像彫刻以外にもほかの美術品などもございますので、そちらの方もあわせて忘れないように調査していただきますようお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、10番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

私のほうから通告しておりました、当初予算説明資料7、36ページの中出張所庁舎整備事業について、本日資料をいただいておりますのでこの説明をお願いしたいと思いますけれども。

○番外（中出張所長 茶山宏）

それでは二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の内容について、ご説明申し上げます。

総括質疑資料、7ページをお願いいたします。

上段に隠岐の島町中出張所等複合新庁舎整備事業、太陽光発電システム工事の概要と太字で表題が書いてありますが、この太陽光発電システム工事費、具体的には太陽光パネル、それから蓄電池ですけれども、それに充てる補助金が二酸化炭素排出抑制対策事業補助金でございます。

左側、白丸の1番目、補助金の目的をご覧ください。

この補助金は、公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とすることに対する支援を目的としております。

白丸の2番目ですが、補助率は3分の2、環境省の外郭団体を通じて交付されます。

白丸4番目、工事概要をご覧ください。

太陽光発電システム工事費4,342万8,000円のうち3分の2の2,895万2,000円の補助金を受ける予定としてございます。右側にですね、主な効果であるとか、波及効果が書いてございますので、後ほどご覧ください。以上でございます。

○10番（池田賢治）

資料の説明をいただきましてありがとうございました。

2、3点ちょっとお聞きします。

この太陽光発電の工事費の4,300万余の金額は、この工事の概要の説明の段階で、総工事費は8億1,600万円なっていますが、そのときにこの4,342万8,000円も工事費に入っております

たでしょうか。後からついたものですか。

○番外（ 中出張所長 茶 山 宏 ）

太陽光発電システムも含んだものでございます。

その内訳としてですね、太陽光発電システム工事が入ってございます。

以上です。

○10番（ 池 田 賢 治 ）

今回の太陽光発電の工事費が入っているということであれば、当初予算の説明のときに、今までも、同僚議員の方がいろいろ説明の不足だったと言われておりますけども、そのときにやっぱり、こういう太陽光発電の工事費の4,300万については、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を3分の2を活用するという説明があればですね、今回、私もこういう質問はなかったと思いますけども、そういう説明もなく、ただ財源として対策事業の補助金を使うという説明だけだったものですので、質問したわけですけども、太陽光発電システムの二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金については、昨年12月にゼロカーボンの宣言もしておりますので、こういう一環の中での補助金を活用されたということで、今後も大いに活用してもらえればいいと思います。

1点は、出張所の財源内訳に今回この補助金を活用したということで、中出張所長の管轄じゃないかもしれませんが、補助金の要綱見ると、こういう太陽光発電以外に、今後、町の施設の老朽化した施設がたくさんあると思いますが、この場合にも、新しく建てたり改造したりするときに、こういう補助金の対象になるかどうか1点お聞きしたいということと、もう1点は、補助金の中に、こういう二酸化炭素のCO₂の削減以外に船舶も入っているようです。この辺について、管轄外になりますけどこれについての、考え方はどういう風にこの補助金の制度を活用されるのか。

2点ほどお聞きします。

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

補助事業につきましては、あらゆる情報を入れるようにしております。

どの事業にどの補助事業が対象となるかということは、その場面にならないとなかなか分かりにくいところがございます。今回の場合はこの事業が採用できたということでございますので、その事業事業をやるときに、詳細にそういう情報収集をしながら対応していきたいという風に思っておりますので、先ほどの件についても、今のところそういう研究もしておりませんので、今お答えすることはできませんのでご了承をお願いいたします。

○10番（池田賢治）

今副町長から答弁いただきましたけども、せっかくこういう補助事業の制度がありますので、私は広域連合のときにもですね、質問したことあるんです。

というのは、今、「フェリーしらしま」の新造船の問題があつて、その燃料をどうするかということです。重油にするのか、それから今、話題になっている水素にするのかというようなこともあつたもんですので、同じCO₂削減の問題がありますので、その辺の制度を活用して、今後検討していただきたいなという風に思います。

それは分かりましたので、次の同じく、当初予算説明資料7の55ページのペット用火葬施設整備事業について、質疑をしたいと思います。

民間事業者への施設設置との資料説明とありますけども、事業者の内容というか、どういう業者に委託というか、お願いをするのか説明を受けたいと思います。

○番外（環境課長 原 秀 人）

池田議員からの質問ですが、民設民営する事業者はということですが、これは「NPO法人あにまるサポート隠岐」というところに民設民営を行っていただくという風に考えています。1月12日には登記済みでございます。

その中で事業の内容といたしましては、ペット用火葬炉の運営部門ということで、今後、ペット霊園とか、共同墓地の創設というようなことも検討されているようです。

それと事業の内容、趣旨ということですが、火葬炉の設置運営、並びに関連する諸々の活動を法人化により、十分な社会的な信用のもと、公平かつ透明性高く行うということでございます。

ホームページのほうにも掲載をされておりますので、その活動内容について詳細についてはそちらのほうも確認していただければと思います。

以上でございます。

○10番（池田賢治）

説明いただきました。

これを今回設置するに当たって、隠岐の島町としての設置条例というか、管理条例というか、その手数料をどうするのかというような、条例的なものとか規則的なものは整備されておられますでしょうか。

○番外（環境課長 原 秀 人）

補助金の条例、要綱のほうについては、もう概要のほうは一応できております。

また必要があればですね、委員会のところでも報告をさせていただきたいという風に考えております。

○10番（池田賢治）

設置する場所は愁霊苑の敷地内ということですが、これで別に法律、法的な問題はな
いと思いますけども、今回、設置する火葬の機械の煤塵の問題とか、周辺のおいの問題と
かそれから煙の問題、そういう環境基準については、全然問題はないという風に理解してい
いわけですか。

○番外（環境課長 原 秀 人）

ペット用火葬炉については、隠岐保健所に確認したところですね、法令に沿った基準はな
いということで、地元の了解が得られれば設置ができるということとなっております。

でも今回、この固定式火葬炉ですが、煤塵及びダイオキシン類等の基準についても、これ
は基準内というメーカーからの固定式火葬炉を納入するということになっておりますので、
問題ないという風に判断をしております。

よろしく願いいたします。

○10番（池田賢治）

今回出していただきました資料の中にですね、火葬料が1頭で2万5,000円という風になっ
てます。私は、体重でやるかなという気がしておりましたが、1頭当たりで、使用料を取ると
いうことですかね。

それとあわせて、今回のペットの火葬方法には、調べてみるとですね、合同火葬とか、
一任個別火葬とか立会い個別火葬と、この三つの種類があるみたいです。

今回導入するこの火葬の機械は、その3点合同でやるのか、どういう形でやられるんです
か。というのは1匹ずつ、失礼ですが1匹1匹焼くのか、複合で二つ三つ一緒に焼くのか、その
辺の火葬の方法は、どういう形になるんですか。

○番外（環境課長 原 秀 人）

はい、ペットの火葬料金の設定につきましては、運営面において料金を他自治体のほうで、
米子市のほうで美保動物霊園というところが近くのところにあります。

そういったところを一応、運営を予定される方と、うちの課の職員も行って視察をして、
料金設定については、小型犬で2万円、中型犬で2万5,000円、大型犬で3万円というような米
子市にある美保動物霊園に準じた格好で料金設定をしております。

それと、火葬炉の利用は複合ではなく、1体1体個別での対応の固定式火葬となっております

す。

以上でございます。

○10番（池田賢治）

このペットの火葬について、私は反対ということではありません。今の個別火葬ということで回答いただきましたが、そうすると、個別に火葬した場合に、その遺骨の拾い上げはどうされるんですか。

○番外（環境課長原秀人）

当然飼っておられる方が、骨つぼに納骨をきちっとしていくというような作法といいましょうか、儀式といいましょうか、そういった中で対応させていただきたいという風に思っております。

○10番（池田賢治）

大体内容は分かりました。

あと財源的なことについては、後で同僚の議員からも総括質疑があるみたいですので、私はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、池田賢治議員の「総括質疑」を終わります。

次に、13番：石田茂春議員

○13番（石田茂春）

はい、それでは私のほうから、総務管理費の交際費について伺いたいんですわ。

副町長よく聞いてってくださいね。

本人の口からね、なかなかこれ言いにくいんですわ。だから私は代理で質問するところです。

10年近くね、同額の金額が計上されております。

ここ3、4年はね、コロナでね、この金額でよかったかも分かりません。

しかし、昨年から5類になって、人の移動も多くなり、また、要望等もたくさんあったと思うんですわ。

また、町村会の会長としてもね、出掛かける機会が非常に多いんですわ。

もうちょっとね、余裕のあるね、交際費をね、計上すべきではなかったかと私は思っております。

また、教育長の交際費ね、私ね目を疑ってですね、これは月の交際費かなあと思ったら何が年なんですね。これはどういうことかなあと思ってね、副町長にお伺いしたいです。

○番外（副町長 大庭 孝久）

議員のおっしゃるとおりですね、交際費についてはここ数年ずっと同じ額でやらせていただいております。

なるべくですね、交際費等についてはですね、抑えようという財政との取り決めもございますので、やれる範囲で我々も当然頑張っていかなければならないというところがありますし、教育長についてもですね、町の交際費を使用いただくことも当然ありますので、その中で全体でですね、考えていきたいと思っております。

今日議員から提案をいただきましたので、この1年頑張ってみてですね、足りないところがあれば、新年度、令和7年度の予算で検討してまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○13番（石田 茂春）

これはね、皆さんご承知のとおり補正予算ができないんですよ。だから、当初予算である程度余裕を持った金額にして、使わなかったら使わなかったでいいんですよ。

だから、町長がね、要望活動しやすい予算計上すべきと私は思いますよ。

副町長が次年度はまた考えるということですから、大幅なアップがあるんじゃないですかね。

次、町政記念事業、この件でね、ちょっと伺いたいんですけど。

合併20周年で、それで記念写真集を発行するというところで、記念式典に配布、そして関係機関に送付ということで、1,000部ですね。

これはこれで分かるんですけど、町民あつての隠岐の島町でしょ。

町民の全世帯はどう考えておられるんですか。

○番外（総務課長 吉田 隆）

ご質問にもありました、記念写真集の発行についてお答えをいたします。

今、ご指摘ありました発行部数1,000部ということで、資料にありましたとおり、記念式典時に約500部、その他、町内の小中学校をはじめ、図書館とか公共施設へ、配布等をしたいと思っております。

これは10周年のときに行ったやり方を参考としております。

町民の皆様へということで、全ご家庭へということも当然考えました。しかし今、世帯数

で6,940という世帯数がございます。これ全部というのはなかなか困難であると考えております。

しかし町のホームページ等でも、データをアップするようにはしておりますので、閲覧、それからプリントアウトも可能となっております。

それから、町の広報紙のほうでもですね、20周年を振り返るということで特集を組みたいと思いますので、そこでダイジェスト版としてお知らせをしたいと思いますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから詳細につきましては、まだこれから実行委員会を開きまして、決めてまいりたいと思いますので、いろんな意見を踏まえながら決定をしてみたいと思います。

よろしく申し上げます。

○13番（石田茂春）

課長さんよく分かったんですけどね。

1,000部で33万円でしょ。単純計算よ。そうすると、6,940世帯、7,000だわね。

そうすると何ぼになつてですか、ざっと計算して200万円ちょっと、250万円ぐらいでしょ。

やはりね、町民、20周年、10周年は10周年でいいんですわ。20周年やはりね、各家庭も欲しいうかね、やっぱり配るべきじゃないかなと思うんですね。

それで、先ほど、課長さんがホームページ言つとんですけどね、ホームページ、ホームページってネットつながってない家庭たくさんあるんですわ。

特に執行部はホームページ見てくださいとか言うね。見たくてもその見方自体が分からない人もたくさんおるんですね。

だから改訂版とかいろいろ発行しますけどね、やはり、私は同じものを全世界帯に配って、20周年、皆さんで祝っていいんじゃないかと。私はそう思うんですけどね。

もうちょっと補正を組んででもやる考えないですか。

○番外（総務課長 吉田隆）

確かにホームページを公開しても、見られない方もいらっしゃるということは承知しております。

先ほど申し上げた町の「広報紙」は全家庭へお配りします。そこで、できるだけ、詳しい特集に組みたいなと思っております。どうしても冊子が欲しいという方にはですね、見ていただくように、またお配りできるように、少し実行委員会のほうでしっかり検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○13番（石田茂春）

課長さんが前向きに検討いたしましたのでね、私終わりますわ。

よろしくをお願いします。

○議長（池田信博）

以上で、石田茂春議員の「総括質疑」を終わります。

次に、2番：牧野牧子議員

○2番（牧野牧子）

それではですね、ペットの火葬炉の設置についての質問をさせていただきます。

このペットの火葬炉の設置に至ったきっかけなんですけども、家族同然のペットが亡くなった折にですね、埋葬の手段にごみと一緒に焼却をしないといけないといった現状があったということですね、ペットの専用の火葬炉が必要じゃないかといったことで、令和4年の7月にですね有志の方が1か月間、島内住民の2,400名余りの方々の署名を集めてですね、その年の4年の9月の定例会で、6人の紹介議員を伴いまして「請願書」を提出させていただきました。

議会のほうでも、議会の全会一致で「採択」した内容でありました。

それでその後にですね、12月でしたけども、要望する会の方へ回答があったと、後に聞きました。

その内容はですね、「公平性の観点から、公営で行うことの説明ができないと判断したと。民設民営という考えで、支援等検討協議を進めるんだという回答があった」そういったところで、議会のほうも、そこは理解をしました。

その後にですね1年経ちまして、令和5年の9月でしたけども、その後どうなってるんだっということ産業建設常任委員会のほうでも計画報告のほうをちょっとお願いしました。

そのときにも同じ回答がありましたので、その折に議員の中からも、こういった公益性、もう限りなく公益性のある施設であるので、そういったところにどれぐらい予算をつけてくれるのかなってというような話も出ておまして、そのときも、できる限りの支援をしたいんだ、してくださるってということも、その委員会でもお話をさせていただいたと記憶しております。

そのあとにですね今回、当初予算が出ました。

それで、ちょっと見てみますと、補助率3分の2ということで、当初予算が出ておりましたけども、ちょっとここで私質問したい内容ですね、普通、何ですか営利目的の、ていうか、

一般の事業と同じような扱いというかね、の予算のつき方に対して、どうなのかなと思ひまして、そういったところちょっと説明をしていただきたいかと思ひまして、今回、質問させていただきます。

お願いします。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

はい、それですと、様々な経過があった中での火葬炉を施設整備工事費、補助率3分の2の根拠につきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

総括質疑資料の8ページのほうをお願いをいたします。

まず、ペットを火葬炉を民設民営による、イニシャルランニングコストを15年間運営する過程として、経費等をまず試算をしております。

施設運営費用として、これはランニングコストですが、収入ですが、火葬炉料として年間30頭やると、あとは葬儀販売等で合計90万円。

右表にはペット火葬料金のほうも記載をしております。

あと、支出面ですが、15年間の運営総費用を割戻して、年平均額を算出しております。

項目としては、火葬炉修繕からですね、人件費ということで試算をしており、合計年平均が67万8,000円でございます。

右表に移りますが、年間平均、収支差引きが22万2,000円となります。

次に2番の2の施設設置費用、イニシャルですが、設置工事費、これ建屋固定式火葬炉で1,489万6,000円で、補助率を3分の2と設定しております。993万円になります。

下の表に移りますが、施設設置費用、イニシャルから補助金3分の2と、累積収支とこれ15年間運営したとして、黒字分を差引きますと、自己資金が163万6,000円必要となるということです。

これまでの説明を踏まえですね、補助率の考え方を整理しております。

まずは先ほど申しましたが、本事業は受益者、ペットを飼っている方に限定されるということもありますので、まず10分の10補助するということは困難と考えております。

そして、先ほどから総合的にイニシャルランニングコストを勘案し、継続した運営が可能となる見込みとなっていることから、補助率3分の2としました。

それと付け加えさせていただければ、町がいろいろな企業や事業に対する支援をする事業では3分の1あるいは2分の1の補助率になっているということからですね、NPO法人ですので、利益を求めない非営利法人でもあることや、動物愛護の精神を普及させるという活動を頂け

る団体であるということで、3分の2の補助率と、算出決定をさせていただきましたので、その点をご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

はい、15年先までの収支の、いろいろ計算していただきましてすごく分かったんですけども、ただ、このイニシャルっていう部分でですね、本当に、ない施設、なければならぬ施設をつくるわけです。

それで、もちろん収入とかがあれば、先行きを考えてですね、こういう金額になったんだっていうちょっと説明だったと思うんですけども、一般企業だとかそういったところにつける分には2分の1だったり3分の1で、今回の3分の2は、できる限りのっていうこの部分はそうだったのかなあって、良かったのかなと思いますけども、初期投資としてです。

この金額でいきますと、火葬炉が約1,500万円あって、補助額が今回出ましたのが993万円、その分の足りない分が、今、事業者さんですね、その方が今活動を、もう今年1月12日でございましたマニュアルサポートができましたけども、それはその自己資金があって作られたわけではなくですね、この火葬炉を設置するに当たって、個人がですね、民設民営で設置するとして、持続可能かどうかという部分で、初めは一個人の方が手を挙げられたと聞いてますけども、その方がずっと長年にわたって運営していけるわけではないので、ということでNPOが立ち上がったと思っています。

持続をしていかないといけないという意味で立ち上がった部分に、資金、自己資金があったとは思えないんですね。そこに対して、先々の利益差引きをして、こういう金額になるから、できるであろうっていうのはちょっと今、私は、署名された方とか、何ですか、飼ってる方に限定するともおっしゃいましたけども、そういう方がね、すごい希望、火葬炉に対して希望・要望というか、気持ちはすごく多いと思うんですけども、自己資金がない団体が立ち上げるのに当たってですね、やっぱり役場の方がですね、できる限りのっていうことは、もう公設にできるだけ近い状態で作っていただいて、運営を長くしていただけたらいいのかなって私もちょっと個人的に思うんですけども、そういった考えで予算なんかの計算とかはなかったんでしょうか。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

まず先ほどの質問、初期投資費用が苦しいというところまずお答えをしたいという風に、よろしいですかね質問内容。いいですかね。（「はい」の声あり）

この自己資金のところにつきましては初年度において、やはり、500万か50万円ぐらいの

資金が足りないというところもあります。

これにつきましては、NPO法人の代表の方とですね、話をして、4月以降ですね、クラウドファンディングをやるということで、そういった自己資金を補う活動を行うということでした。

そこでまたその自己資金が足りない部分については、自分で出されてでも運営をする考えはあるというようなことも言うておられましたので、我々としてはですね、3分の2という説明を十分に、これまで代表の方としておってですね、納得された中で、今後、初年度の運営を行っていくものという風に判断をしておりますので、3分の2以上というところを、牧野議員はおっしゃっておられますが、やはり町全体のいろんな事業を考えたときに、なかなか3分の2以上というようなところ、例えば10分の10などいうところについては大変難しいという風に考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

はい、すいません。

私は3分の2っていうところを、3分の2っていう数字が出てるのでそういう風にちょっと表現をしたんですけども、そういったとこに言うてるわけじゃなくてですね、一般の、例えば五箇温泉だとか、スケボーパークを今度多目的に広場にしたりとか、島の全体みんながみんなこれを知ってくれて言うてる部分じゃない部分にもですね、何千万とか、やっぱり費用をかけているわけですね。

そしたらですね、今回署名をされた2,400人がおられたんですけども、それが、何ですかね、この1,500万円を設置するのに、それほど予算的にここの町は厳しいのかなという風に捉えたらいいのか、それともその方たちがね2,400人が少なくてですね、そしたらどれだけのね、署名が、町民の方々が、作ってほしいよって言うて、希望される方の署名をどれだけ集めたらね、ある程度作っていただけるのかな。

これがやっぱり“住んでよかった町”の考え方にね、つながるんなら、もう少しご理解していただいたらどうなんだろうかなと思っておりますけど、考え方、どう考えられてるか教えてください。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

はい、署名2,000人余りの署名が集まったことについてはですね、重く受けてはおりますが、繰り返しになります。

今の段階でですね、やはり受益者が限られているというようなところ、それとまた公設公

営というところにこだわっておられるのかなという風にも思っていますが、要は山陰、島根、鳥取においてですね、なかなかこの公設公営で行っている、このペットの火葬炉を運営していると、設置から運営までしているというところはございません。民設民営で行っております。

あくまでこれは民的サービスが要素が強いものだというふうに認識をしておりますので、そういった中で、町の全体の事業を考えたときに、3分の2というところができる限りのところであったと。

そして、イニシャルランニングコストを見てもですね15年間、見たときには何とか継続的な運営が図れるという風に、この試算はペットのほうと一緒に試算をしたものですので、そういった中で、今回、3分の2ということできさせていただきましたので、理解をしていただければという風に思います。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

公設公営で、私たち議会のほうでもですね、こだわってっていうわけではなかったと意識しております。

設置をみんなで応援したという感覚でありまして、民設民営だろうが公設公営だろうかっていう部分はあったかもしれません。

ただ、民設民営という考え方なら先ほど私もちょっと説明しましたけども、ここに作ったはいいけど長く運営できないといけないっていうこともありますし、個人の方が、NPO法人というものが立ち上がったので、ほかの事業もしたりとかしていくんですけども、今回これ火葬場は、その団体が活動をして資金を集めるまでは、火葬場ができないっていうことなんでしょうか。

何かクラウドファンディングをされるからということで、残りの3分の1の部分がクラウドファンディングで足りない場合、設置ができないならせつかく公益で3分の2、900万以上も予算を立ててくださっているのに、設置ができないっていう考え方なのか、どうなのかっていう、ちょっと私も説明がちゃんと聞けてなかったかもしれないので、もう一度すみません説明していただけないですか。

○議長（ 池 田 信 博 ）

牧野議員、残余の部分は、この補助率等々、今のここにアガってる部分と違う部分がありましてですね。

一般質問なりでまた改めて、質疑をし直していただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

はい、分かりました。ちょっと一般質問になってしまいますので、また次回、そちらのほうで質問したいと思います。

終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の総括質疑を終わります。

ここで13時30分まで、昼休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時59分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時25分 ）

総括質疑を続行します。

次に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは、私は「予算説明資料7」の55ページ、大満寺山登山道整備補助金4万2,000円についてお伺いをいたします。

窓から大満寺山がよく見えております。登山道はですね、老若男女が誰でも行ける遊歩道状態によく整備されているのでしょうか。島一円を展望出来てですね、ジオ拠点でもあるのに4万2,000円とはどういう設定でしょうか。

少な過ぎるのではないかと思いますのですが、安全性を考えればですね、幅員2メートルぐらいには遊歩道をよく整備をする必要性はないのか。

またですね、これまでに登山道整備はどのようにしてきたのか、この辺りを説明してください。

○番外（ 環 境 課 長 原 秀 人 ）

前田議員からの総括について説明をいたします。4点あったかと思えます。

登山道は誰でも遊歩道状態によく整備されているかと。いうところにつきましては、まず大満寺周辺の登山道については、鷲ヶ峰ルート、南谷ルート、それと大満寺山ルートの三つに分かれております。この管理につきましては、安心、安全に利用していただけるよう、現状把握に努めながら維持管理を行っているところであります。

次に、島一円が展望できジオ拠点であるのに4万2,000円はという設定かというところにつきましては、これは大満寺山登山道の管理の管理費でございます。

これは大満寺山の寺の管理を行っている、大満寺護寺会に委託しており、現状点検を行いながら下刈り、倒木処理を年2回実施しております。あと、キャンプ場の草刈り、年2回を実施しております。経費の積算としましては、作業員の人件費ということで1日当たり7,000円の12人役、8万4,000円で、その半分4万2,000円を町補助金として負担をしております。

それと次に、幅員2メートルの遊歩道を整備する必要性はないかというところですが、まずは登山道と遊歩道の違いについて整理しますが、登山道とは、安全・安心に登山をするために整備するものであります。遊歩道とは、安全・安心に加え自然との触れ合いや景色を見ながら、快適に体験できるよう整備するものであります。

大満寺周辺はですね山の方が険しく、遊歩道と整備し維持管理することの難しさやですね、自然保護の観点から自生する植物などの環境に影響を及ぼすことから、遊歩道としての整備することは難しいという風に考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

これまで、登山道の整備修繕はどのように行ってきたかというところですが、大満寺登山道は平成30年度に大満寺有木登山道入り口付近のところを修繕、それと一部階段工事を施工しております。

今後、管理上危険となる恐れのある箇所や、著しく景観の損なっている場所など状態によりですね、その都度対応を図りつつ安全・安心な登山道の修繕を行い、景観保持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇12番（前田芳樹）

これまでの概略と申しますか、概要は分かりましたけどね。

大満寺の寺へ行くところまで、有木側からね。

南谷線とか、あっち方面から上がれる道はあるのは分かりますけどね。

有木から大満寺頂上まで行けるわけじゃない話ですね、大満寺の寺までの管理道の整備、対応してるというように聞こえるんですけどね。これじゃいけないんであって、やっぱりね、人口の多い側から頂上まで上がるような整備をしておかなくちゃいけないんじゃないかと。

貴重な植生がある、重要だと言うんだけども、そうすれば尚更ですね、やっぱりジオをね体験できる、実感できるようにですね、住民たちがしていかななくちゃいけないのがまた行政の役割じゃないかと思うんですよね。

それでね、土木の作業員の賃金の積算水準がね、現状では1日1万5,000円以上という状況の中でね。たった4万2,000円の対応措置では、これはやっぱり非常に話にならないほど少な

いと思いますよ。

ですのでね、今後ですね、この折角、ジオでありね、大峰山、横尾山、ここらは頂上まで車で行けますよね。それに比べて、最高峰の大満寺山が活用されておられませんね。これね、やっぱりジオを実感できるようにね、住民がしていかないといけないと思いますよ。

ですのでね。日曜日、休日になったら、住民の方々がですね、家族共々弁当を持っていけるような、そしてジオを立体的に実感できるようにしていくべきではないかと思われませんか。

本土の方ではね、国立公園の中でも非常に登山者への安全配慮がされていますね。ですので大満寺山も生かしていかなくちゃいけない、住民のためにね。ですので、この計画もなく、予算も貧弱ではね、話になりませんのでね。

この大満寺山を生かしていくため、そのような考えとかは持てませんか。

ここのところ、ちょっと聞いておきたいと思います。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

はい、有木側から、人口が多いところからは登山をされるということで、山頂までの管理というところの管理と、あとは人件費7,000円では少ないのではないかというような、それが適正な管理が出来ないのではないかというご質問であります。

保護的に、今後いろいろとジオパークにも認定された美しい景観を望むこの大満寺周辺の登山がですね、有意義によくできますよう山頂までの管理等もですね、現状把握に努めながら、適正な予算の積算であるとか、管理の草刈りの回数なども今後引き続き検討してまいりたいという風に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

一言だけね、以前、大満寺山にはマムシが多いと聞いたことあるんですよ。

幅員1メートル未満の山道ではね、行く人の安全性が保たれるとは言えないと思うんですよ。大満寺までの管理道整備じゃなくてですね。頂上までを計画の中に持ってね、対応をしていくべきではないかと思います。

以上で、終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、前田 芳樹 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、1番：岡田 智子 議員

○1番（ 岡 田 智 子 ）

それでは、改めまして、こんにちは。

最後になりましたけれども、通告にしたがいまして「予算説明資料」55ページ、ごみ処理事務事業、生ごみ処理機導入補助金事業につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

私は以前、ごみの減量化と資源化につきまして一般質問をさせていただきましたが、このたび、ごみの減量化に対する新たな取り組みが実施されるということで大変期待をいたしております。

そこでまず、生ごみ処理機購入補助、及びレンタル補助導入見込み数と補助金算出の根拠をご説明ください。

よろしく申し上げます。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

「総括質疑資料」の9ページの方をお願いいたします。

生ごみ処理機導入見込み数と補助金額の算出の根拠はというところです。

これは、資料の左側上からになります。

令和6年度の家庭用生ごみ処理機補助台数見込みにつきましては、購入補助25台分87万5,000円と3万5,000円の25台分と、レンタル補助につきましては25台の30万円で、月額1,000円掛けの12か月の25台ということになってます。

補助金算出の根拠というところは下に移ります。

これにつきましては、購入補助について町内販売店で購入した物について補助することと、まずしております前提条件として。

これで調べたところ、町内の販売店で取り扱いのある機種につきましては、記載のとおりパナソニック（株）、シマ（株）、ウィナーズ（株）ということとなっているということでございます。

販売価格の下に移りますが、パナソニック製の販売価格の高いものを基準として家電販売店で値引きを考慮し、インターネットでショップで購入する金額と同等以下となるような補助金額を設定し、上限額を3万5,000円とし、補助率については3分の1としたということでございます。

また、レンタル補助につきましては記載ございませんが、同様の考え方から上限額も3万5,000円ということで月額1,000円の35月という金額に設定をさせていただいたところです。以上でございます。

よろしく申し上げます。

○1番（ 岡 田 智 子 ）

ご丁寧な説明ありがとうございます。

まずですね、私は最初に頂いた資料に提示されておりました生ごみ処理機の金額がですね、少々高かったのでもっと心配をしていたんですけども、頂いた資料の中の事業背景のところ、機器を利用した実証実験を行ったところ十分な効果が得られたため、事業化をするということ。

それから、資料に提示されておりました製品だけじゃなくて、本日ここ記載して頂いております、島内で販売店に取り扱いもある機器も対象になるということが分かって少し安心をいたしました。

次にですね、本事業を実施することで得られる効果を教えてください。お願いします。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

続きまして、今度は資料の左側のほうの説明になります。

本事業を実施することで得られる効果というところですが、先ほど岡田議員のほうからありましたパナソニックとですね実証実験を行った検証結果がまとめられております。

それについて資料の右側のところで説明をさせていただきたいと思います。

まず実証実験のまとめというところで、実証参加世帯数は59世帯ということで、実施期間が令和4年10月から令和5年の6月、それと①の実態把握と使用前アンケートを行い、その後への意識の変化、使用後のアンケートという風な実証実験を行ってまいりました。

実験による効果といたしまして、①の生ごみ削減効果ということで、平均約56.2グラム、1人当たり減少がされた。②のところで生ごみ処理費用が、体積が7分の1になり重量が5分の1となったというところ、あと、③のCO₂の削減を期待できるということ。あと、④のごみ分別意識の変化というところで、実証実験前後でごみの分別についてアンケートを比較したところ、平均約5.5%、ごみを分別化するというような意識が高揚が図られたというデータとなっております。

実際参加者の声といたしまして、分別する意識が高まったであるとか、これまで以上に食品ロスを考えるきっかけになった、購入した食品を全て使い切るようになった、生ごみ量が分かったと。生ごみ量が分かって生活を見直すきっかけとなったというような意見が出ておりますので、十分にこの生ごみ処理機導入することでですね、補助金を導入することで「ごみの減量化施策」の一助となるという風に思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（ 岡 田 智 子 ）

はい、説明ありがとうございます。

この生ごみ処理機を活用するという事は、まず本町のごみ焼却施設におけます処理費用、それから二酸化炭素の削減、そのほか食品ロスや分別意識の向上、行動の変容につながるという取り組みだということが実証実験のまとめから分かりました。

最後にですね、とってもよい制度だと思っておりますので、これを普及するための啓発活動どのように考えているのか、お聞かせください。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

この普及啓発につき、活動はどのように考えているかというところですが、今回、議決後ですね、町民の皆様へ「お知らせ便」等でまずは周知啓発を図りたいという風に考えております。

ただ、「お知らせ便」の発行がですね、早くても4月下旬になる見込みになっておりますので、5月中旬、5月13日頃からですね「事前申請」の受け付けを予定しております。

またあわせて、ホームページ等も活用しながら周知徹底に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（ 岡 田 智 子 ）

はい、ありがとうございます。

「お知らせ便」であったり「ホームページ」とスタートアップに対する啓発活動について理解をいたします。

私は、更なる啓発を目指すのであれば、やっぱり今後の取り組みといたしましては、この「ごみの減量化」につながる成果を見える化する、これを随時情報発信していただきたいなという風に思っております。

引き続き、持続可能な循環型社会の実現に向けまして、町民の皆さんがですね、ごみを減らすための生活スタイル、これが広がることを、この事業から広がることを願いまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、岡田 智子 議員の総括質疑を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

お手元に配付のとおり町長追加提出議案の議第59号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港蔵田地区ケーソン据付工事〕」から議第62号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」の4件を議題とします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました4件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議第59号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン据付工事〕」であります。既設ブロック撤去を実績数量に変更したことなどにより、契約金額を増額する必要が生じました。

また、例年より海況が悪く、海上作業が困難な日数が多くあったことから、工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第60号の「工事請負変更契約の締結について〔3災1868号町道久見20号線②道路災害復旧工事〕」であります。工事施工に当たり支障となる電線の移転について、2月末まで移転工事がかかったことにより、当該工事の進捗が遅れ工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第61号「工事請負変更契約の締結について〔3災1900号町道油井21号線道路災害復旧工事〕」及び議第62号の「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」についてであります。いずれも同一施工区域内にある県事業の災害復旧工事の遅延により、本工事の現地着手が遅れ、工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

以上4件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 3 時 4 7 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 3 時 4 7 分 ）

○議長（ 池 田 信 博 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時53分)

(本会議再開宣告 13時53分)

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました4件の議案について、質疑を行います。

議第59号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン据付工事〕」から、議第62号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」の4件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」から、議第40号「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕」までの37議案、及び議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」から議第58号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの7議案及び、本日追加提出された、議第59号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン据付工事〕」から、議第62号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」の4件、計48件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案48件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

3月12日から3月14日の3日間は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思いま

す。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月15日に開催します。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 13時55分)

以 下 余 白